

史跡払田柵跡 第154次調査



あおぞら講座・ 遺跡見学会

令和2年8月29日(土)13:30～15:30

あおぞら講座「9世紀後半の出羽国と払田柵跡」

1 蝦夷と俘囚

- ・「蝦夷」は、大和朝廷の支配領域よりも北方、東方に暮らす人々を指す朝廷側の呼称。
 北方＝日本海側（主に北海道・青森県・秋田県域）・・・「狄」
 東方＝太平洋側（主に岩手県・宮城県域）・・・「夷」
- ・「俘囚」は、大和朝廷に服属した蝦夷（狄・夷）を指す朝廷側の呼称。
- ・「渡嶋の狄」は、北海道の蝦夷。

2 古代城柵の役割

- ・古代城柵が設置された陸奥国、出羽国、越後国の国司にだけ課せられた3つの任務。
 - ①饗給＝蝦夷を歓待する饗宴を行い、蝦夷に布や米などを下賜すること。
 - ②征討＝朝廷の支配領域に侵入したり公民を脅かしたりする蝦夷を討ち払うこと。
 - ③斥候＝蝦夷の動向を探查すること。
- ・国司とは、朝廷から各国に派遣された4等級の上級役人。出羽国には「守」「介」「掾」「目（大目、少目）」が派遣されていた。
- ・国府とは、国の政治を行う役所。国司が勤務するところ。
- ・出羽国府は軍団(出羽団)の「兵士」が警備し、秋田城と雄勝城には「城司」がいて「鎮兵」が駐留した。

3 9世紀前半の状況

年	できごと
延暦20年 (801年)	文屋綿麻呂が出羽権守となる。
延暦21年 (802年)	坂上田村麻呂が胆沢城を造営する。〔陸奥〕 鎮兵の食料として、越後国から米1万600斛、佐渡国から塩120斛を毎年雄勝城に運送させる。 横手盆地の中央に城柵が造営される。【払田柵跡】 アテルイらが坂上田村麻呂に投降する。〔陸奥〕 「渡嶋の蝦夷が持ってくる罽やオットセイなどの毛皮のうち、良品を都の王臣貴族が買占め、朝廷には粗悪品が献上されている。蝦夷との私的交易は以前から禁止しているのに、出羽国司は取り締まりがゆるい。以後は、厳しく禁止し、違反者は重罪とする。」という命令が朝廷から出羽国司あてに出される。
延暦22年 (803年)	坂上田村麻呂が志波城を造営する。〔陸奥〕 「出羽国内の田地を有力者が囲い込み、公民の耕作を妨げている。以後は、土地

	の囲い込みを厳しく禁止する。」という命令が朝廷から出羽国司あてに出される。
延暦23年 (804年)	秋田城を廃止して郡を設置し、秋田城の周辺に住む地元住民の戸籍を作成して課税する。
弘仁2年 (811年)	文屋綿麻呂が陸奥・出羽両国軍を率いて陸奥国側の尔薩体村と閉伊村を攻める。 〔陸奥〕
弘仁6年 (815年)	「以前から禁止しているにもかかわらず、都の王臣貴族や富豪が蝦夷から良馬を買い占めてしまうので、軍馬が不足している。以後、陸奥出羽両国の馬の売買を厳しく禁止する。」という命令が朝廷から陸奥出羽両国の国司あてに出される。
天長7年 (830年)	出羽国で大地震が発生し、秋田城周辺に甚大な被害が出る。 ----- 出羽守から朝廷に対し「出羽国は数年来人口が増加し、税収も増大して倉庫に米があふれんばかりである。蝦夷対応もあって役人が不足しているので増員してほしい。」と願い出て、目1名、史生1名が増員される。

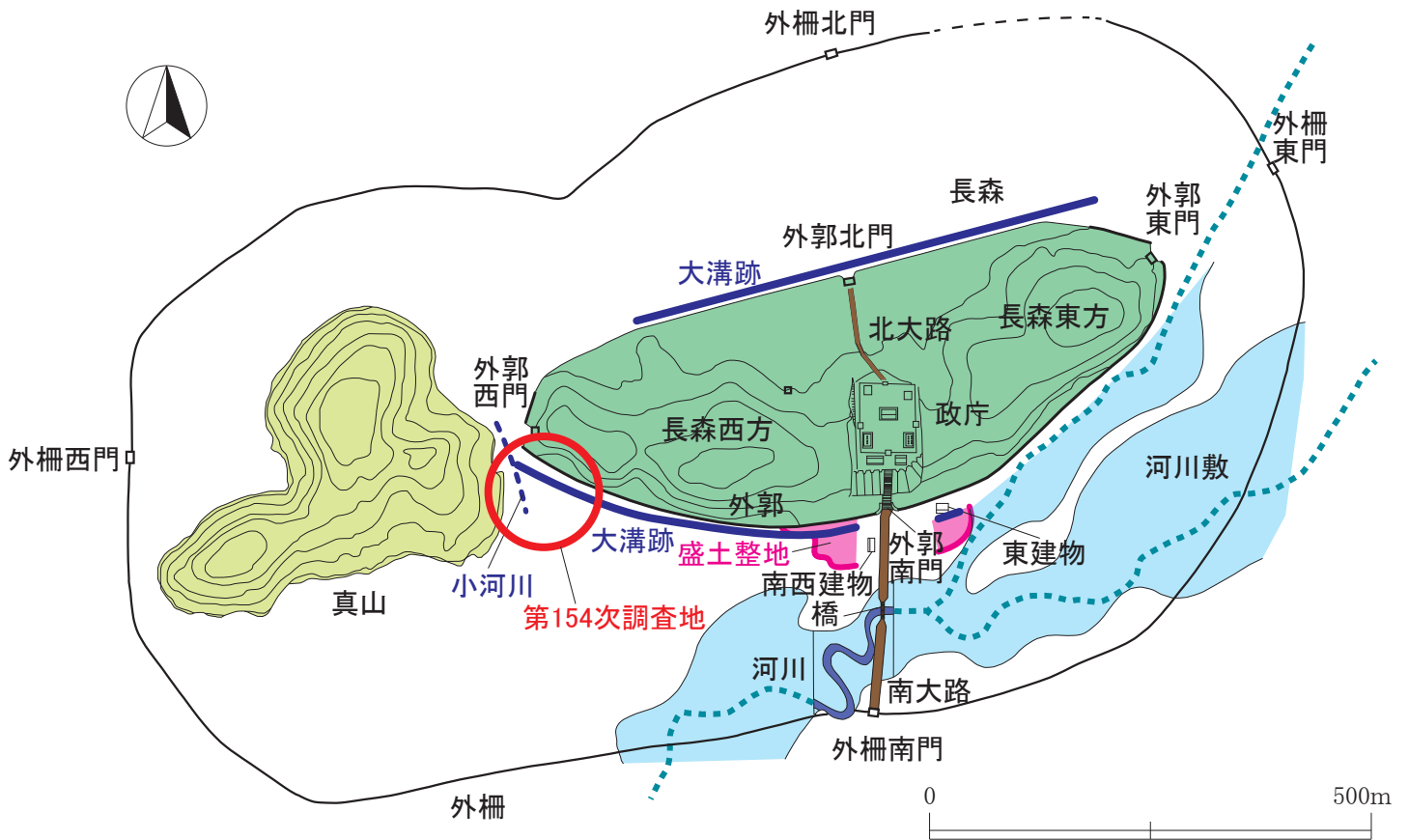
4 9世紀後半以降の状況

年	できごと
嘉祥3年 (850年)	出羽国で大地震が発生し、国府周辺に甚大な被害が出る。
貞観11年 (869年)	陸奥国で大地震と大津波が発生し、甚大な被害が出る。〔陸奥〕
貞観13年 (871年)	鳥海山（大物忌神）が噴火する。
貞観17年 (875年)	出羽国司から朝廷に対し「蝦夷、俘囚への饗給の経費が莫大で、現行の規定額（布1万反）では足りないので、財源の規定額を布1万3060反に増額してほしい。」と要望したのに対し、朝廷からは、「規定額は布1万反に据え置くこと、それ以上必要であれば国司の俸禄や役所の経費を削って当てること。」という命令が出される。 ----- 渡嶋の蝦夷の水軍80艘が、秋田城のある秋田郡と国府のある飽海郡を攻めて、公民21人を殺害する。
元慶2年 (878年)	蝦夷、俘囚が反乱して秋田城を焼き討ちし、城中に備蓄していた多量の武器を奪う。【元慶の乱】 ----- 俘囚が、秋田河（雄物川）以北を自分たちの国としたいと要望する。 反乱軍が再び秋田城を攻め、城中に再度集めていた大量の食料、武器、馬などをすべて奪う。 ----- 出羽権守藤原保則が「反乱した村は、上津野、火内、梶淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、焼岡の12村、朝廷に味方している村は添河、霸別、助川3村である。雄勝城は要衝である。雄勝郡、平鹿郡、山本郡の備蓄米を各郡内や味方の3村の俘囚に分け与えたところ、3村の俘囚が反乱軍を夜襲し戦果があった。」などと朝廷に報告する。 ----- 反乱した俘囚、蝦夷が続々と投降し始める。
元慶3年 (879年)	反乱が収束し、陸奥国や関東諸国から派遣された兵が帰還する。 ----- 雄勝城に城司文屋有房以下鎮兵200人を配属し、加えて軍団の兵士250人も駐留させる。

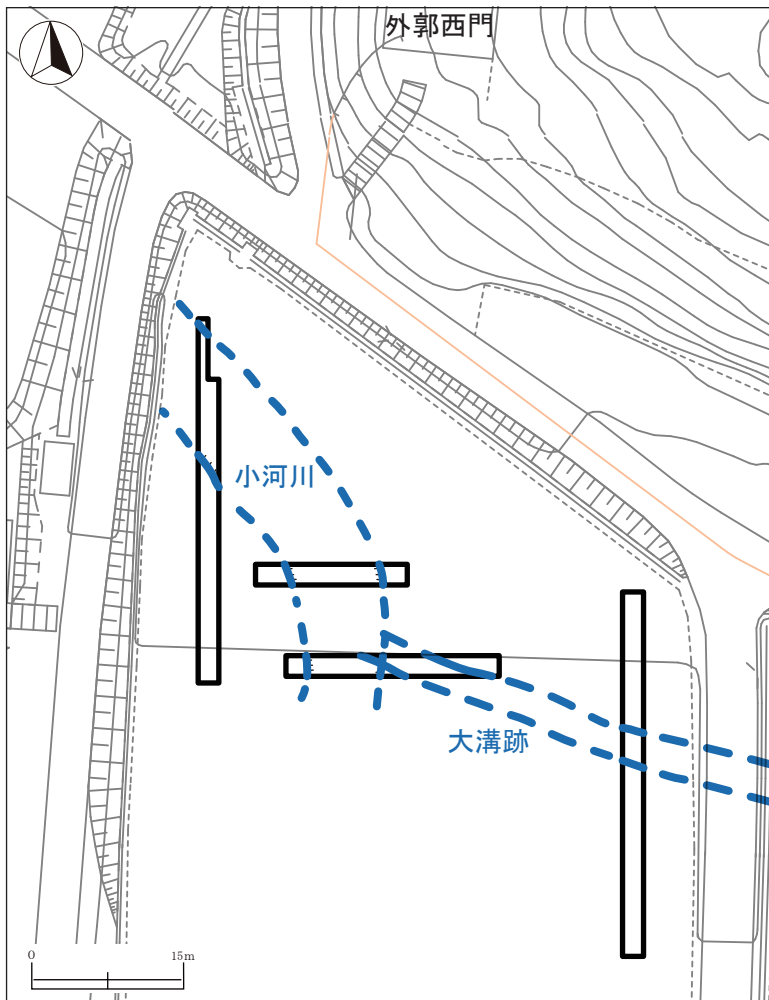
元慶4年 (880年)	朝廷から布や米を支給される資格があることを示す「位記」について、他人に成りすまして悪用されていたとして、出羽国内の俘囚や蝦夷から106枚を回収する。 雄勝郡、平鹿郡、山本郡の住民に対し、公民には減税し、俘囚や蝦夷には備蓄米を支給する。
元慶5年 (881年)	元慶2年に雄勝郡、平鹿郡、山本郡の備蓄米を各郡内や味方の3村の俘囚に分け与えたことについて、出羽国司が、「朝廷に味方する俘囚、出羽国内の蝦夷、渡嶋の蝦夷を集めて盛大な饗宴を開き、事前に朝廷の許可を得ずに3,237斛の備蓄米を使った。」と報告し、朝廷から事後承諾してもらう。
元慶8年 (884年)	秋田城と国府のある飽海郡で石鏃が出現し、陰陽寮の占いで兵乱が予言されたので、朝廷から出羽国司に対し国内の警備を固めるように命令が出される。
仁和元年 (885年)	坂上田村麻呂の孫の坂上茂樹が出羽守になる。 朝廷から出羽国司に対し、国内の神々を敬い祀り、警備を固めるように命令が出される。
仁和2年 (886年)	京都の石清水八幡宮で異音が鳴ったので、朝廷から陸奥出羽両国と九州の太宰府に対し、警備を固めるように命令が出される。
仁和3年 (887年)	出羽守坂上茂樹から朝廷に対し、出羽国府を庄内(酒田市)から最上(山形市)に移転したいと要望が出されたが、藤原保則の意見により、現在地の近くの高台に移転するよう命令が出される。
寛平5年 (894年)	出羽国司から朝廷に「俘囚と渡嶋の蝦夷との戦いがあるようだ。」との報告があり、朝廷から出羽国司に対し、「城柵の警備を固め、兵士の訓練をすること」という命令が出される。
寛平6年 (895年)	朝廷から陸奥出羽両国に対し、「城柵の警備を固めること。」という命令が出される。
寛平9年 (898年)	出羽国司が「秋田城の甲冑が鳴った。」と朝廷に報告する。
このころ	弘田柵跡外郭線の外側に、材木堀に並行する大溝が掘削される。
延喜3年 (903年)	出羽国司から朝廷に緊急連絡があり、翌日朝廷から出羽国司に対し緊急命令が出される。
延喜15年 (915年)	十和田火山が噴火し、東北地方の広範囲に火山灰が降下する。

5 これまでの発掘調査でわかったこと

- ・延暦20年(西暦801年)ころに城柵が造営された。
- ・創建当初は、外柵の材木堀+外郭線の築地土堀・材木堀+政庁の板堀で囲まれていた。
- ・9世紀中ごろ(西暦850年以降)には、外柵がなくなり、築地土堀も材木堀に建て替えられて、外郭線の材木堀+政庁の板堀という構造になった。
- ・創建当初から外郭南門の南東に大路東建物があつた。
- ・9世紀末(西暦890年ころ)、外郭南門の前、大路を挟んで東西約180m、南北約40mの範囲を埋め立てて整地した。
- ・同じころ、大路東建物を撤去し、新たに大路西建物を建設した。
- ・10世紀初頭(西暦900年ころ)、外郭線材木堀の南側に並行する大溝が掘削された。これにより、外郭線の大溝・材木堀+政庁の板堀という構造になった。
- ・掘削から最長でも15年後、十和田噴火の火山灰が降下した延喜15年(西暦915年)には、大溝は半分以上埋まっている状態だった。



外柵を取り囲む大溝跡の位置



第154次調査遺構配置図

史跡払田柵跡第154次調査の概要

- 1 調査対象地 秋田県大仙市払田字館前
- 2 調査期間等 令和2年6/1(月)～9/11(金) (予定)
- 3 調査面積 調査対象地10,000㎡のうち、210㎡
- 4 調査の目的
 - ①真山・長森の中間付近において、外柵線南側に並行する大溝跡の有無、位置、西端部の状況を解明する。
 - ②外柵西門付近における遺構分布状況を把握する。
- 5 検出遺構 大溝跡1条、河川跡1条 等
- 6 第154次調査の成果
 - ・大溝跡は、長森の山裾にある外柵線に並行して掘削され、外柵西門付近まで達している。
 - ・大溝跡は、真山の南側には延びず、長森だけをとり囲む。
 - ・大溝跡の西端は、真山と長森の間を南北に流れる河川に開口している。
 - ・大溝跡をしゅんせつしたり改修したりした痕跡は認められない。
 - ・大溝跡が自然に埋まっていく途中で十和田噴火の降下火山灰が堆積している。
 - ・真山東側の低地は、自然流路の範囲以外は地盤が堅固で、大溝跡以外の遺構が分布している可能性がある。